後見センターレポート vol.28 (令和5年4月)



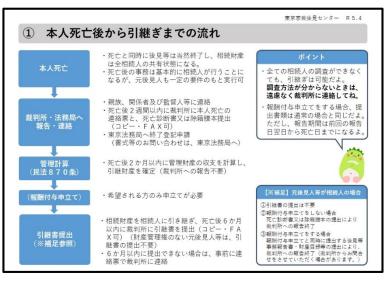
本人死亡後のフローチャートを作りました。

本人がお亡くなりになると後見は終了しますが、後見人の事務はあと少し続きま す。今回、本人死亡後の事務の流れを整理したフローチャートを作成しました。下 の画像をクリックすれば参照できますので、ぜひご活用ください!

なお、後見サイトの「後見人等に選任された方へ」からも取得できます。

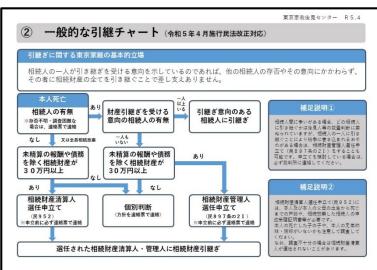
POINT

- ●①本人死亡後から引継ぎまでの流れと、特にお問合せの多い②一般的な引継チャ ートの2つを用意しました。
- ●令和5年4月に施行された民法改正にも対応しています。
- ●後見センターレポートvol.14でも本人がお亡くなりになった場合について特集をし ています。こちらから取得できますので、ぜひ併せてご参照ください。



後見人が相続人の場合は ①だけ確認してね。





判断に迷う場合は 裁判所に連絡票で 連絡しよう!

